

(お知らせ)

福島第一原子力発電所 管理型産業廃棄物最終処分場内における
アルカリ性の湧水に関する報告書の提出について

平成 18 年 9 月 20 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

平成18年7月20日、当所構内の管理型産業廃棄物最終処分場^{*1}（以下、当該処分場）において、パトロール中の協力企業作業員が、当該処分場内の洗車場^{*2}付近に設置された雨水側溝の継ぎ目部から水が湧き出ているのを発見したため、水質分析を行ったところ、アルカリ性（pH値：約10）の水であることが確認されました。このため、当該処分場外への流出を防止するための処置を行うとともに、7月21日、福島県相双地方振興局へ報告いたしました。

その後も湧水は継続していましたが、洗車場の排水を集水ピット^{*3}へ導くために敷設された埋設配管内の水を抜くことで、8月1日、湧水は停止いたしました。

本事象につきましては、7月28日、福島県産業廃棄物処理指導要綱^{*4}に基づく「産業廃棄物処理施設等事故発生報告書」を福島県相双地方振興局長へ提出し、原因調査を進めておりましたが、調査結果等がとりまとまったことから、本日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{*5}に基づく「特定処理施設事故状況等届出書」を福島県知事へ提出いたしましたのでお知らせいたします。

調査の結果、洗車場の排水を集水ピットへ導くために敷設された埋設配管の継手部に破損（3箇所）が確認されました。各継手部の地表部は重量車両の通路となっていることから、アルカリ性の湧水が確認された原因は、当該処分場を通行する車両の荷重が洗車場脇および通路下部の当該埋設配管に繰り返しかかることによって、同配管の継手部が損傷し、配管内に滞留していた水が破損箇所から漏えいしたものと推定いたしました。

対策として、当該埋設配管を使用しないこととし、洗車場の場所を埋立地脇に移設いたします。

なお、雨水側溝から通じる一般排水路の水質分析を行った結果、環境への影響がないことを確認いたしました。

また、本事象による放射能の影響はありません。

以上

* 1 管理型産業廃棄物最終処分場

埋め立てを行う産業廃棄物処理施設の一つで、焼却灰、ばい塵等を埋め立てる施設。当該処分場は、平成6年3月31日より運用を開始している。

* 2 洗車場

焼却灰を運搬する車両が、一旦、埋立地内に入った後、タイヤに付着した埋立地内の灰を洗い流す場所。

* 3 集水ピット

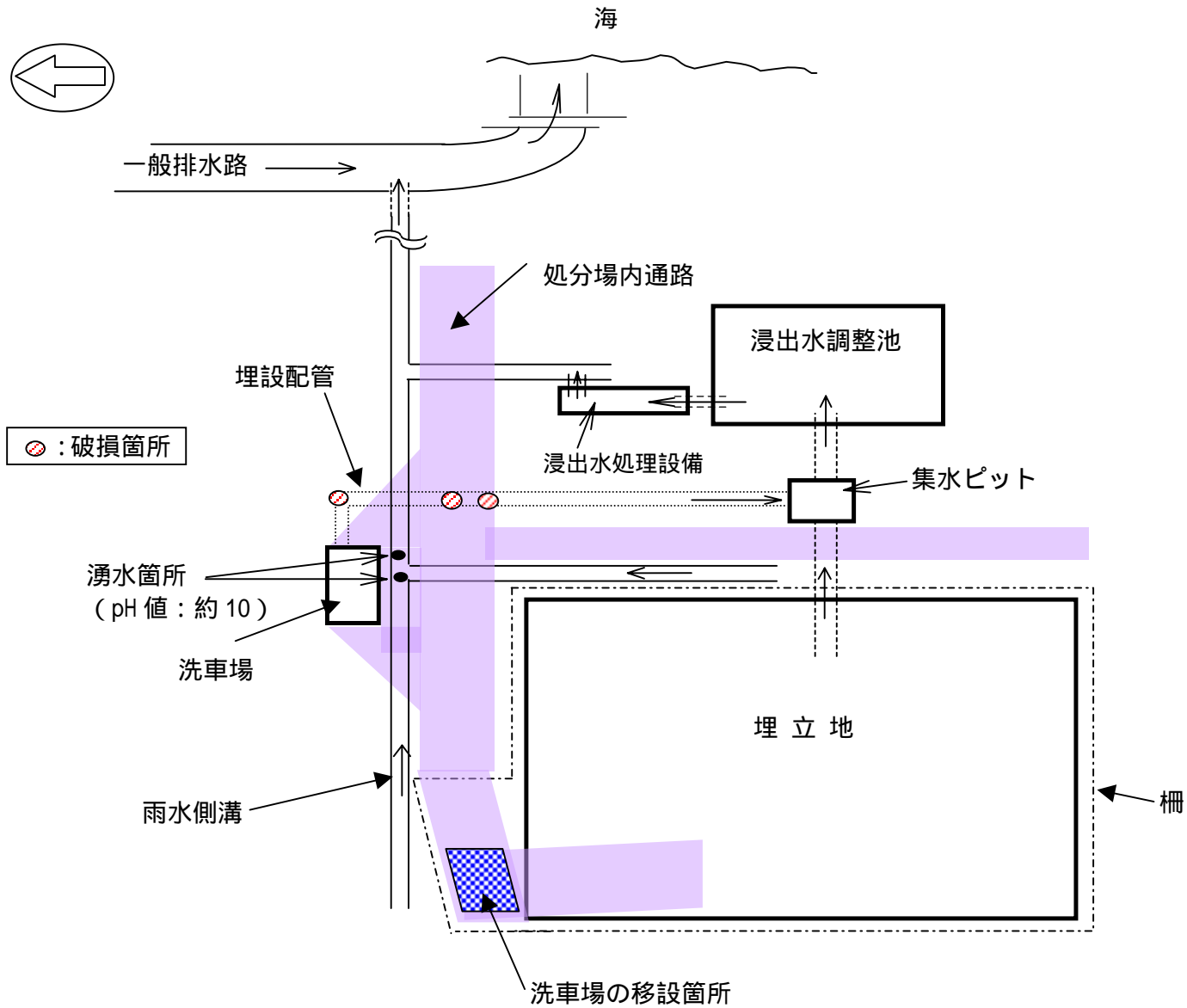
洗車場の排水および埋立地に溜まった水を水処理設備側に送水するため、一時的に集水する槽。

* 4 福島県産業廃棄物処理指導要綱

産業廃棄物の適正な処理、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る目的で、福島県が定めたもの。

* 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。



福島第一原子力発電所 管理型産業廃棄物最終処分場内におけるアルカリ性の湧水概要図